流山市市民参加条例第6回検討委員会会議録

日 時: 平成22年4月17日(土)

午後7時から9時まで

場 所:市役所 会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生(千葉大学法経学部 准教授)

傍聴者

2人

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、 須郷係長

議題

- (1) 両部会からの報告
- (2)全体に関わる論点について

議事内容

(事務局・高橋)

皆様こんばんは。ただいまから、市民参加条例第6回検討委員会を開催いたします。開催に先立ちまして、4月の定期異動で、コミュニティ課、若干、 異動がございましたので、紹介いたします。

本日、部長はまだ来ておりませんが、吉田部長の後任が倉田でございます。 倉田コミュニティ課長の後任が兼子でございます。

(兼子コミュニティ課長)

兼子です。改めまして、よろしくお願いいたします。

(事務局・高橋)

それから、樋口係長の後任、須郷でございます。

(須郷係長)

この度、議会事務局から異動してきました、須郷と申します。よろしくお 願いいたします。

(事務局・高橋)

新体制ではございますが、コアの部分は変わりませんので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

開会に先立ちまして、**2**名の方の傍聴の申し出がありまして、それを許可いたします。

本日の出席状況ですけれども、10名、全員揃っております。流山市市民 参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、全員の出席ということで、 会議は成立していることを御報告いたします。

今日の議題ですけれども、お手元にありますように、先日行いました二つの部会。両部会からの報告を頂きたいと思います。では第1回目の部会につきまして、その結果。行政プロセス部会のほうから御報告をお願いいたします。

(E 委員)

今、お通夜の帰りでございまして、こんな格好で申し訳ございません。第 1回の行政プロセス部会の検討の御報告をいたします。

皆さん方、全員に議事録いっていますか?

(事務局・高橋)

はい。お持ちになっています。

(E 委員)

それでは、その議事録に従って御報告をしたいと思います。

初めに、行政プロセス部会という部会名が果たして妥当なのかという話を、 私のほうから提起しましたけれども、皆さんに検討していただいた結果、「行 政・議会部会」という名前にいたしました。これを正式部会名とさせていた だきたいと思います。

大きな I 番ですが、部会の会議の進め方のルールを三つ、四つ決めました。要するに限られた時間の中で、効率的に検討をする必要があるだろうということで、いくつか昨日からドラフト出しまして、皆さんに検討していただいた結果、最初に自治基本条例に則って検討するということを、まず入れようということが提起されまして、その後、1番から4番にある「結論を先に理由は後に。」、それから2番目、「反対意見には必ず具体的な代案をつける。」、3番目、「関谷先生の論点を尊重する。」、4番目、部会の結論は、5名の部会員ですから、多数決で決めるとなると3:2や1:4となる訳ですが、「3:2が絶対ではなく、微妙な場合は両論併記する。」というようなルールを取り決めました。

大きなII番目ですが、「検討事項」はどうするのかということですが、参加条例を検討するに当たって、基本方針をいくつか掲げました。大きく分けて二つなのですが、一つ目は、「基本事項を織り込む。」、これは先行他市の例がいろいろあるわけですが、大体並べてみるとほぼ9割方は、基本的な事項については右へ倣え、ですので、それは最低限必要なのかなと思いますが、そのことを含めて、「基本事項を織り込む。」それから二つ目は「流山らしい独自の条例を目指す。」。これは全体会議でもいろいろな意見が出ていたと思いますが、折角これだけの十人が集まって、一生懸命検討するということですので、何か流山らしい独自の条例を目指したいということで、「基本方針」の中に入れました。その中身は三つほどございまして、行政事業の問題点及び地域の課題とニーズを発見する「しくみ」を織り込むという点が1点。要するに課題、問題発見の仕組みを織り込みたいと。それから2番目は、「市民参加の実現性と推進力を担保するための「しくみ」を織り込みたいと。それから3番目は評価を行う「しくみ」を織り込む。この3つのしくみを織り込むことで、流山らしい独自の条例を狙おうということでございます。

あと、先ほど申し上げた基本事項については、他市のものを見ると似たり寄ったりですが、下にゴシックで書いてある(1)から2ページ目にわたっての(15)の事項については、大体他市も同じような項目を挙げておりますので、こういう基本項目については、先ほど「基本方針」で申し上げたように、織り込もうということでございますが、その前に、次の①から③を再検討することで。概ね基本的には、先ほど申し上げたとおりでございます。

- ①「参加の主体」を追加する。
- ②「参加」と「協働」を明確に分けて表現する。

確かに話を進めていくと、参加と協働というものは少し違うのではないか

と。関谷先生からも御指摘のあるとおりでございますので、中身についても 参加と協働がごっちゃになっているような節もありますし、参加条例自体が 協働推進条例の中にあったりすることもありますので、中身は参加と協働で はないかという議論もありまして、これを明確に分けましょうということで す。

③(10)の参加の方法のP・D・C・Aは判りやすくするためのグルーピングという理解とするが、内容については、今後十分に検討する。

皆様方から、御意見をいただいて、概ね(1)から(15)趣旨(市民参加の背景など)(2)目的、以下(15)までの基本事項については織り込みましょうということです。

ただ、全部挙げてみましたが、(1)から(4)は全体会議のマターでしょうし、(5)市民の役割についてはコミュニティ部会の検討事項ですし、次のページのエ. A参加の見直し・条例の見直し、これも全体会議のマターですし、「11」も同じことが言えます。それから最後の(13)(14)(15)についても、全体会議のマターです。このような大雑把な区分けをしておきます。このへんは皆様方に御検討いただいたらどうかと思います。

裏のページの3.「流山らしい追加事項」。流山らしい条例にしようという基本方針がありましたが、「流山らしい追加事項」について、(3)議会への参加については、もう少し勉強する必要があるだろうということなので、この間は、ちょっと検討しようということだったのですが、その後私としては説明会などを受けて、議会基本条例を勉強してみたい。それとの整合性や、その中にどのように市民参加を入れるのかを勉強する必要があるのかなということなので、勉強会をやってみたいと、私は思っている。この部会の後にと思っています。

(1)行政事業の問題点及び地域の課題とニーズを発見する「しくみ」を織り込む。このことについては、例えば問題や課題の提起については、参加及び協働提案制度、市民参加推進専任部署、受付け基準、市民審査会議、採用基準、このようなことがいろいろ出てくるのではないかと思います。例えば2番目の市民参加推進専任部署というものは、守谷市では市民協働推進室というものをつくっていて、他でもつくっているところもあります。このようなアイデアを出してこの件を検討していこうかなと思います。

いずれにしてもこの段階から市民と協働で、市民参加ということで、行政 と一緒になってやっていこうという基本的な考え方です。

(2)「市民参加」の実現性と推進力を担保するための「しくみ」を織り込むということですが、市民審査会議を設けて、先ほど言った提案制度などをここで審議するといったようなことだと思うのですが、それは必ず審査会議

の結論が出たら、行政執行部は必ず実行しなくてはならないといったような、 義務付けはできないのだろうかといったようなことです。それから、行政が もしできない場合、非実行の場合は、その理由を述べる機会を設定する。例 えばこの前、新聞沙汰になりました、検察審議会にもありましたけれども、 2回YESが出た場合に必ず行政はやらなくてはならないといった事例があ りましたけれども、審査会議から2回YESが出たら、必ず実行しなくては ならないといったようなことを入れ込んだらどうか。これは流山らしい追加 事項については、詳しくディスカッションしていませんので、ドラフトに書 いたとおり読み上げていますが、そんなところです。

(3)議会への参加。これは先ほど申し上げたように、少し勉強する必要があるだろうと思いますので、勉強してから皆さん方と、またいろいろディスカッションしたいと思っています。

今回は部会としての第1回目でありますので、「検討の基本方針」及び「条例の事項」等のフレーム(骨子)の検討を行ったということだと思いますので、次回からは骨子の中身の見直しと各事項の内容の検討を行おうということになりました。

以上で報告を終わります。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

では、今の部会長の報告につきまして、行政・議会部会の方で補足、あるいは確認はございますか。

特にないですね。

(C 委員)

質問していいですか。3:2は両論できるとありますが、4:1は少数意見を書くのですか。

(E 委員)

微妙な場合は両方の意見がありましたと。言える、言えないということで、 必ず白か黒ではっきりさせるというスタンスではなくて、グレーもあるとい うことを書こうということです。

(委員長)

はい、ほかに質問等ございませんか。

では、続きましてコミュニティ参加部会の報告をお願いします。

(C委員)

今日のお配りした資料の2枚目に、「コミュニティ参加部会報告1」ということで、4月3日に1時半から、約2時間行いました。メンバーは御承知のとおりです。

今回は行政・議会部会はかなり前に進んでおられるのですけれども、とにかく意識合わせをするということと、全体の流山市のコミュニティがどうなっているのかということで、私のほうから資料を沢山出しまして、既に配布されていると思いますけれども、今後の進め方や、関谷先生にいただいた論点について、コミュニティ審議会の建議とか答申がどういうことを書いているのかという対比・評価に関連して、コミュニティ審議会では地域まちづくり協議会というものを提案しているのですけれども、その内容はどういうことを考えているのか。

それから先ほど市民参加条例の基本的なパターンとして15項目挙げられていましたけれども、全国の事情を調べてはいるのですけれども、コミュニティ活動に関する項目が、市民参加条例、名前を変えて協働の条例等いろいろあるのですけれども、そこにもろに入ってきている事例がなかなかありません。一応、そこを調べたものが「地域コミュニティ関連規定折り込みの市民参加条例(他市)と流山市」ということで、近いのは宗像市と山口市と駒ヶ根市と佐倉市かなということで、その比較を示しました。

それから流山市のコミュニティの現状についての説明。現在、自治会が172ですね。市民活動団体が355あって、市民活動センターにおいては140ある。そのような状況などを、皆さんで認識を共有しようというようなこと。それから私は個人的に、流山の現状はどうであって、どのようなことをやっているのかということを、まず理解しなくてはならないということで、市民参加の手法をアンケートなど、いろいろありますけれども、それを具体的に流山市はどういう事例でどういう手法を使っているのかということを、表にまとめたのが、所謂プランの段階が1枚。それから政策実施過程以降が1枚。中はお話しますけれども、そのまとめた結果をコミュニティ参加部会で出しています。

あとは、第1回ということで、いろいろ勉強しましょうということで、他 市のいろいろな条例をそのまま生でお出しします。ですから皆さんにお出し した資料は、長くなっておりますけれども、そういう資料を皆さんにお配り して、次回までにお読みくださいという話をしました。

あと、前にお話した、新説「市民参加」というところに、コミュニティ参加の文献がありましたので、一応部会の方にはコピーをして差し上げました。

そういうことで時間をとりまして、あとはフリーディスカッションで流山 市のコミュニティの現状はどうだというような話をして終わったような状況 です。

今後の予定はそこに書いてありますように、26日に奇しくも同じ日になりましたけれども、本格的に市民参加条例に折り込むコミュニティ参加に関する項目について議論を始めるということです。

次回の全体会議は5月15日ですので、それまでに部会開催して、そこら へんを議論していこうと。

6月19日までに部会の提案を出さなければならない。個別論議の後、5月、6月にそれをまとめる方向でやっていこうというような予定でいます。 第1回としてはそのへんの範囲の段階で終わろうということです。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

コミュニティ参加部会の皆さん、何か補足、確認はございますか。あるい は、行政・議会部会のほうから質問はありますか。

(D 委員)

いいですか。コミュニティへの参加といったときに、参加条例でとらえるコミュニティというものは、コミュニティへ参加することの位置づけなのか。それとも、コミュニティと行政が協働するというようなとらえ方を、私はしているのですが、そういう形のとらえ方の二つということなのですか。協働というものは、わりかしコミュニティと行政の視点もあるのかなというように思いますけれども。

(C 委員)

私は二つあると思います。個人的にこの後、部会があると思いますけれども、コミュニティに参加していくことが、大きな市全体の行政参加の1本になるのかなということと、それからもちろん、今まちづくり協議会が提案していることは、当然、市と協働でやることもあるし、それから協議会自体が、自分たちが自立的に問題解決していくという格好の二つがあるというように思います。

(委員長)

はい、Dさんよろしいですか。

(D 委員)

はい。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では議題(1)につきまして、「両部会からの報告」は、今日のところは以上だということで。終わる前に両部会からの報告をいただいて先生のほうから何か。

(関谷先生)

本格的にはこれからだということで、その議論を大いに期待したいところなのですが、今、御報告を伺って基本的には今のとおりに進めていくのが一番よいのかなと思います。

まず、行政・議会部会のほうですけれども、先ほど E さんのほうからの御報告の中でポイントとして一つ。行政事業の問題であるとか、地域における問題をどう発見することができるのかどうか。そこは決定的に大きいものだと思うのです。これは今の状況の中で、いろいろな問題があるのだけれども、それがまだ十分に汲み取られていないですとか、あるいは非常に一部に限定されて、その部分だけの声は掬い上げられるのかもしれないのだけれども、そうではない方々の声は、全然聞き取る気配がないというようなことを、その辺りをどういうように克服していけるのかどうか。そういう声を行政プロセスにどう接合していけるのかどうか。ここが非常に大事なところだと思いますので、そのために具体的なプロセス、あるいはしくみ、制度というものが必要なのかどうか。あるいはこの流山市にできるのかどうかということが、非常に大きなポイントになってくると思います。

そのためにはどういうような形で、行政プロセスに声が拾い上げられているのかどうかという現状を、ある程度洗い出すということが必要になってくると思いますし、それはコミュニティから見る部分と、行政プロセスそれ自体を見て、その中でいろいろな事業が進められている中で、どれくらい声が聞き届けられているのかどうかということを、少し洗い出してみるといったことが必要ですし、どの部分にどういう声を反映させていくことができるのか。逆に今の段階だと不足している部分があるのかという、このへんの行政プロセスを段階別にとらえていくといったことが大事になってくると思います。ですから問題を広げている状況にあるのかどうか。それから具体的な事業を進めていくといったときに、計画・立案というところから始まった一連のプロセスの中で、どこまで参加というものをしっかり確保していくことが必要なのかどうか。それを段階別にある程度整理していくといったことが必

要なのかなというように思っています。

あと、同時にプロセスの部分で、これは以前にも申し上げたことですけれども、応答的な関係というものを、どういうようにつくっていけるかどうかという部分です。これをある程度制度化してもよい部分もあるかと思いますし、それ以外のやり方もあると思いますけれども。いずれにしても、応答的な関係というものを、いろいろな部分に組み込んでいくようにしないと、住民と行政との関係は深まっていかないと思いますし、ましてや信頼関係というものも育まれていかないと思いますので。応答的な関係というものをどう形にしていけるかですよね。そのためのしくみや制度というものを、少し検討していけるとよいかなと思います。行政の側もそのためにはどういう制度が存在していたほうがよいのかという、行政の側からの意見というものも、ある程度求めていく必要があると思いますので。双方が応答的な関係というものを、どのように進めていけるかどうかということを、いろいろな角度からあぶり出していくことがよいと思います。

(D 委員)

ちょっと先生、質問いいですか。その応答的関係というものは、一応流山の現状としてはパブコメというものが、そういう形になっています。それでパブリックコメント要綱というものができています。それだとちょっと不十分かなと思うのですが、それをもう少し進化させ、いろいろな手法として考えていくという一つのきっかけとして、そこを切り口にするのか、それとももっと別のものなのか。

(関谷先生)

ですから常にある制度、例えばパブコメ制度の運用体制というものは、今のままでよいのかどうかということが一つに出てくる。それは例えばパブコメにかける原案があるわけですよね。これが非常に住民にはなかなか読みづらい。あるいは理解できないようなものが意外と多かったりするわけで、「そんなものは読んでいられない」というような形になってしまって、意見というものを本当はいろいろ考えたいのだけれども、その文面だけを見ると非常に難しいので、なかなか出せないというところがあると思うのです。ですから、そういったときに、応答的な関係を充実させる一つのしくみという点で考えれば、パブコメの提供する案というものも、もう少しわかりやすい形で出すような体制を整えるとか。あるいは情報というものが共有されるような形というものを考えていくとか。そういう既存の制度としていくつかあるものを、そういった観点からとらえ直してみるということもあるかと思います。

それ以外にも応答的な関係をつくるためには、こういった制度やしくみがあったほうがよいという、新しいものがあればどんどんアイデアとして出していくということがよいと思います。そういう意味では、この委員会でも、以前に情報の共有のあり方という議論になったと思いますけれども、そのへんも含めて、どういう形がよいのかということを、アイデア出しをしていくことが大事かなというように思います。

(E 委員)

少しわからないところがあるのですけれども。今の応答的関係というものは、なんとなくわかるのですけれども、これは市のほうからパブコメみたいな機会に提案、表示される答えですよね。それに対して市民は何かを言う。これが応答的関係だと思うのですけれども、反対に市民から問題提起がされて、「この地区はこういう問題があるよ」とか「全市的にこういう問題があるけど」ということを投げたときに、市のほうから答えが返ってこないといったような、その両方あるというように理解してよろしいですか。

(関谷先生)

当然、両方あると思います。ですから行政が何らかの形で提案して、それに対して答えていくというようなやり方ももちろんありますし、自治基本条例上に市民の提案制度というものが常に掲げられているわけですから。住民が提案するということも、いろいろな形がありうると思うのです。例えば従来の事業の枠組みの中で提案するということもあるでしょうし、全くそういった枠組みの関係なしに、住民の考えた文脈の中で提案するということもあるでしょうから。そのへんのいろいろな提案内容はありうると思うのですけれども、いずれにしても住民から提案して、それを行政がどのように受け止めるのかという部分の関係ですね。

ですから行政内部のしくみの問題ということになってくるわけですから、まず提案があったときに窓口というものをどのようにするのかということが一つ問われてきます。ほかの市の事例を見ますと専門の部署を設けるといったやり方もありますし、あるいは別なやり方であれば、どの課であってもその提案を受け付けるといったようなしくみとして、庁内で一貫させてしまうといったやり方もあると思うのです。

ですから、どういう形であれ行政としては、それを受け止められるような体制、入り口の部分を整えるということが、問われてくると思います。そういう提案というものがあったとしても、行政の側からすれば、当然そのままで、できることとできないことが出てくるわけですから、そういったときに

庁内的な検討というものがどのような形でなされるのか。そこもある程度ルール化、制度化、あるいは手続の部分も含めて少し考える必要がある。

この部分は恐らく職員の方とある程度意見交換しながらでないと、今の体制のままで、これでこの委員会としてやってくださいといっても、なかなかそのとおりに、今の体制だと受け止められないことがいろいろ出てくるでしょうから。これは意見交換をしながら、どのような形であれば受け止められるのかどうか。そのへんを十分確認した上で、検討体制というものを、今の体制の中に組み込んでいくということもあるのかなと。その上で検討したものを、住民に戻すというような。それをやらないと、言った、検討した、よい、悪い、できる、できないというような形でなく、それを重ねていく。ですから住民の側もできること、できないことを踏まえながら、今の段階では「これをやりましょう」というような合意形成の仕方というものは、いろいろあると思うのです。ですからそのへんの応答というか、議論の積み重ねができるような、しくみというものを考えてみると、応答的な関係というものがかなり進んでいくと思いますので、行政の側との意見交換をしながら、詰めていってみるとよいのかなというように思います。

さらにそういう積み重ねの中で、初めからその提案のすべてが実現できるということもあれば、ほんの一部分しかできないということも、案件によってはいろいろ出てくるでしょうけれども、それを正式な事業の立案という部分にどのように繋げられるのかどうか。その部分の繋ぎ。そこを行政の内部の調整会議であるとか、計画をどのように立案してといったような、一連の既存のプロセスがあるわけですから、そこに最終的に繋がるようなしくみというものを考えられるかどうか。私はそこがかなり重要だと思いますので、そういう形で考えています。

ですから提案というものは両方からなされるべきことで考えていくものだと思います。

(E委員)

はい、分かりました。

(関谷先生)

議会参加につきましては、議員の方との意見交換も、ある程度していく必要があるかと思いますけれども。そもそも議会参加のイメージがどのような形でありうるかということもあると思いますので。私の論点のところにいくつか項目を挙げておきましたけれども、具体的にどういう議会参加がありうるのか。それは議会主催の委員会を立ち上げるということもあって、そこに

参加するということもあるでしょうし、もっと進めば普通の住民が議会で発言をするというところも、形としてはあり得ますので。どういうものがこの流山市の議会の中での住民参加として可能かどうかというものは、いろいろ研究していく必要があるかと思いますので、これまたいろいろなアイデア出しをしていくことがよいのかなというように思います。

あと、流山市らしい項目というものは、大事だと思いますけれども。別に新しさを求めるためにというように、構える必要は全然ないと思うのですけれども。ただこの流山市にこういうものがあったらよいだろうなという、素朴な提案から、あるいはほかのいろいろな条例との比較の中で、ほかにはないものを特徴として見つけていくということも大事だと思いますので、それはいろいろな角度からあぶりだしていくということがよいのかなと思っています。

そのへんの内容については、これからということになると思いますけれども、とりあえず今後検討していく項目というものは、先ほど御報告いただいたとおりで、全然問題ないと思いますので、そのような形でアイディア出しと研究と、内容のほうを進めていくとよいのかなというように思いました。

それからもう一つ。コミュニティ参加の方ですけれども、C さんがかなり他市のいろいろな条例を、資料としても御提示してくださっていますので、それを双方に比較しながら、どのような部分が使えるのか、逆にどのようなところが、どの条例でも触れられていないポイントなのかということを、比較ですけれども、とらえていくことがありうると思います。

その上でコミュニティをどのように考えるのかということなのですけれども、先ほど D さんがおっしゃられていた、地域コミュニティに参加するのか、それとも地域コミュニティと行政との協働を考えるのかということは、私は両方ありだと思います。ただ、ポイントになることは、地域コミュニティをどのようにとらえるのかといったときに、私の論点整理の中で政治行政に回収されない云々ということで申し上げたことがありましたけれども、地域コミュニティにおける問題を、全部政治・行政の問題にする必要は必ずしもないのです。そこをどのように考えるのかということが、コミュニティを考える上で凄く大事な部分なので。もちろん行政の問題としてきちんとやってらわなければ困るという問題もあれば、行政は抜きにして住民だけで協力しながら「いろいろなことをやっていこう」、「この問題に取り組んでいこう」という部分があっても当然、然るべきことで。それを判断していくのがある意味では住民自身なわけですけれども。そういう意味では両方の部分というものがコミュニティの中にあるということが凄く大事なところです。現実問題はかなり差が出てくるところもあって、どっちがどっちなのだというよう

に完全に線を引くということは、無理な部分もありますけれども、ただ両方の要素が混在していて、それをどちらかがというようにしてしまうのはあまりよくなくて、その両方の要素をそれぞれにとらえていけるようなコミュニティというものが、一番望ましい部分だと思いますので。そういう意味では両方を考えていくというイメージで基本的にはよいのかなと思います。

コミュニティということを考えたときに、一つは主体の問題。先ほどの報告の中にもありましたけれども、主体の問題としてひとつは古くからある自治会・町内会、地縁をベースにしたような組織というものの現状というものがあります。これも実は一枚岩とは限らなくて、地域によって自治会、町内会がどのように機能しているのかということが、大分違うでしょうからそういうものが持つ意味ということを、深く考えるといったこともありますし、それから市民活動推進センターというようなものが、どのような機能を果たしていくのか、個々の市民活動団体はどのように活動していくことが、コミュニティあるいは地域づくりに繋がっていくのかどうかということもあるかと思います。

特にNPO、ボランティア、市民活動団体というものは、そういうその活 動を全部公共的な問題に括ってしまうことはよくないですよね。つまり市民 活動団体が成す活動というものは、出発点はプライベートなのです。私とい うところから始まって、それが市民として活動する部分もあれば公共的な目 的を掲げてやるところもある。あるいは私の活動なのだけれども、結果的に それが公共的なものを支えるだとか、あるいはそれに繋がるような活動にな る場合ということもなるわけですから、その出発点を一緒くたにしてしまう ような括り方というものはよくない。いろいろな動機、いろいろな目的、い ろいろな活動が出てくるような、コミュニティ環境というものを、どのよう につくっていくことができるのかどうかという視点を持ってとらえていくこ とが大事だと思います。どうしてもいろいろな自治体の事例を見ていますと、 市民にも公共的なものを担ってもらわなくてはならない、市民にもこういっ た活動をしてもらわなくてはならないといった形で、コミュニティのいろい ろな主体を合体させたり、例えば社協的のものとほかの要素というもの合体 させて地域の区画を考えたりしてしまうと市民活動の動きというものは、極 端に後退していくことになりかねませんので、まずは私として始まる活動が、 それぞれの文脈で、それぞれの思いで、それぞれの目的で浮上してこられる ような環境を、コミュニティの中に見出していけるかどうかということが凄 く問われてくるところだと思います。そういうものを作り出そうとするがあ まりに、ある意味では管理するような形にしがちなのですけれども、そのよ うにしないようなあり方というものを考えていく。少なくともそのような発

想でコミュニティを考えていくということを、念頭に置いておいていただければよいのかなというように思います。

ですから私はよく申し上げているのですけれども、何か制度を括ってここに「どうぞ皆さん乗っかってやりましょう」ということではなくて、個々にばらばらにいろいろなものがあって、基本的にはそれぞれが出てこられるような環境をつくる。そして同時にいろいろな活動が出てくる中で連携することによって、より大きな動きに繋がっていくことや、あるいは公共的な動きに繋がっていくことが可能性としてはいろいろありうるわけですから、その双方をつなぐようなしくみというものを、一つの選択肢として置いておくということが大事なのです。初めから連帯が大事だ、連携が大事だと言ってしまうと、「私は連携なんかしたくないよ」という方々がまだ沢山いるわけですから。ですから連携ありきではないのです。まずは個々ばらばらに出てこられるようなコミュニティ。そして連携したいと思ったときに、連携できるような何か手法であったり、場であったり、機会があったりすることが基本的にはコミュニティとして望ましい環境だと思うのです。

(D 委員)

質問いいですか。私も凄くそのように思うのですが、そのような場合にコミュニティを小学校区単位というように括るわけですよね。そのように物理的に括った場合、それがそういうような自由ないろいろな私のコミュニティ活動として、その括られた中で出てくるのかということが凄く疑問で、かえってそのように括ることによって縦割りのようになっていくのではないのかと思うのですが、そのへんはどうなのでしょうか。

(関谷先生)

そこはその小学校区単位で仮にいろいろなものをつくっていくとするならば、それをどのように位置づけるのかだと思うのです。つまりコミュニティというものは、結局小学校区単位の何らかの組織のみにしてしまう、あるいはそのような単位でコミュニティをとらえていくというようにしてしまうと、おっしゃるような問題というものが出てくると思うのです。だけれども小学校区を単位とするようなものが、先ほど言ったように一つの選択肢、あるいは場や機会になるような形で存在しているということが、私は大事だと思うのです。ですからどのように位置づけて、どのように制度設計をするかの問題だと思うのです。そういう意味で、今はとにかく横に繋がる契機や場といったものが、今のコミュニティではまだまだ少なすぎる。自治会だけで完結してしまっている。NPO関係だけで自己完結してしまっている。ボランテ

ィアだけで自己完結してしまっている。ですからその横の繋がりをつくり出すような契機というものが、どの自治体でも弱いのです。その横の繋がりをつくる一契機として、そのような小学校区単位のまちづくり協議会のようなものを、考えるということは、私はありだと思う。ただ全部それに集約していく、連携だとそれしかないというようにしてしまうと、逆にほかを排除することになってしまうので、私はそういう意味では、位置づけ方と制度設計の仕方なのかなと思います。

(C 委員)

ほかの市ですと、所謂風呂敷方式といって、個々の組織の自立性は持ちながら繋がりを持つ場として、そのような協議会をやるという考えは、私はそれでよいと思います。

(関谷先生)

ですから、そのように繋がりをつけるというように考えればよいのだけれども、確かにそれに全部収斂していくような制度設計をしているところもありますので。それはやはりよくない。ですからそこをどのように考えていくのか。あちこちに行ったときに話に出ることは、例えば、小学校区単位のまちづくり協議会のようなものをつくると、「自治会などはもういらなくなるのか」だとか、「NPOの活動というものも全部そこに合わせなくてはならないのか」といったような質問をよく受けるのです。それはある種、一つの縦の組織としては、それはそれであってよいのです。けれども同時に縦と横の両方がコミュニティを活性化するためには必要ですから。今、その横の部分があまりにも弱すぎるから、それをつくっていきましょうと。もちろん縦と横と両方あって然るべきというようなことなのだと思います。

(C 委員)

そこで難しいのは、コミュニティ的な組織にするのか。近隣政府的な考えまでいってしまうと、下手するとそこの中に全部含めて議会を持とうといったことであるとか、そこに権限を、所謂自治体内分権にいくかなと。そうすると一方で、市民自治で、地域でやるのかということまで考えなくてはならない。

(関谷先生)

ですからまさにその論点に尽きると申し上げようと思っていたのですけれども。コミュニティ空間というものを活性化させていくということは、今言

ったような意味でとらえて、そういった関係を整えていけるかどうかという ことは論点としてあります。

さらに行政との関係という部分が出てきますし、行政プロセスの参加とい う話とある意味では連動する論点でもあると思うのですけれども、コミュニ ティの中に合意形成の場というものをつくるというものは、先ほどの話なの ですけれども、同時に一定の意思決定をしていくということ盛込むべきかど うかという議論があるのです。例えば一つのモデルとしては、まさに近隣政 府のような形でやって、小学校区単位のほうがよいのか、もう少し広い単位 がよいのかという議論はありますけれども、そこで一定の意思決定をすると いうしくみを入れるかどうか。比較的ソフトな切り口というものが、地域自 治区のような考え方であって、これは要するに、行政でいろいろなことをや ったら、まずその一定の地域協議会をつくって、そこに諮問して、そこで一 つの合意形成の意思決定をしてくださいと。それをまた行政に戻していくと いうような、そのような諮問という意味での意思決定をするという契機があ って。それがよいかどうかということは御議論いただきたいところなのです けれども、それが一つあるのです。実際そういう地域自治区というものは簡 単に言ってしまいますと、一定の小学校区単位、あるいはもう少し広い社協 単位くらいのものを想定して、そこに住民の一定の自主組織をつくるという 考え方があります。例えばそこに地域協議会というものをつくる。それは地 方自治法上定められている一つの選択肢なのですけれども、そういう地域協 議会というものを地域自治区につくって、行政はその地域協議会に諮問しな ければならないということを、条例上定めるのです。そして地域協議会には 自治会の人が入ったり、NPOの人が入ったり、いろいろな人が入って一つ の協議基盤に。大体メンバー的には10人から20人くらいが一般的ですけ れども、そういう委員の下でやる。その諮問されたことについて回答してい くというようなことや、あるいはその地域自治区にある問題というものを、 いろいろ議論しながらこうすべきだという計画を立てて、その計画を地域協 議会主体で今度は市に提案するというしくみを全国でとられているところが 今いくつもあります。そういうある程度の意思決定ということを含めたもの を地域につくるということが、比較的ソフトな形で、今日本の自治体の中に 取り入れられている制度としてあります。

それをもう少し発展させると、先ほど C さんがおっしゃったような地域に議会をつくるといった話も論点として。自治法上、なかなかそこまではいってないのですけれども。それはどういうことかと言いますと、先ほど言った一定の地域自治区というものを想定した上で、地域協議会というようなものは、諮問してそれに答えるということでしたけれども、今度そこで一つのミ

ニ議会のようなものをつくってしまう。これは決定的な自治体内分権の一つの形なのです。市議会が大きなものとしてあるのですけれども、市議会の権限を集中させてしまうことは、あまりよくないということで、その権限を地域にどんどん分割していきましょうという考え方なのです。これがコミュニティへのエンパワーメントというか、権限を移譲していくという論点で。そこまでいくのがよいのかどうかという議論はもちろんあるのですけれども、いずれにしてもコミュニティ単位で意思決定をしていくことを、どこまで考えるのかどうか。諮問という一定の投げかけに対して、答えるという程度にとどめておくのか、あるいはそもそもそういったものはいらないというように考えるのか、そのへんはいろいろな議論がありますので、それもコミュニティのあり方として議論されるのがよいのかなというように思います。

(C 委員)

こんなことを言ってはなんなんですけれども、各地域に議会を持つことはよいと思っていることは、今の市議会は地域の細かいところばかり議論をしていて、流山市の全体の大きなことの議論が少ないから、議員は10人くらいにしてしまって、あとは地域に議会をつくって地域のことは地域でやるということに結びつかないかなと。

(関谷先生)

そのように分けてしまうという考え方もありますし、あるいは行政・議会部会の論点にもなると思うのですけれども、議会参加の一環として通常の定例議会のほかに、地域で議会を開くという見方もあるのです。市議会本体では、まち全体のことについて議論をする。今度議会がコミュニティに入って、そこに市民がある程度参加していけるような環境を整えて、そこで地域固有な問題であるとか、個別具体的な問題というものを議論するといったようなことも、一つの議会参加のあり方ですので、そういったことが可能かどうかも含めて、これから議論していければよいと思います。コミュニティは先ほど前半に申し上げたような、活性化のためのいろいろなものが自由に出てこられるような環境を整えられるかどうかということが一つ。

もう一つは、権限というように考えるべきなのかどうかは、それ自体が論点ですけれども、コミュニティの中である程度の合意形成や意思決定をしていくことを、どこまで折り込んでコミュニティということを考えていったほうがよいのかですね。

もう一つだけ申し上げておくと、自分たちで決めたことを自分たちでやれるという環境が整っていけばいくほど、実は住民のやる気が出てくるといっ

たことがあるのです。自分たちで出した意見が具体化されるということがわかれば、自分で凄くやる気を持って、それに参加していけるわけですけれども、意見を出してもそれがどうなるかわからないとモチベーションが上がってこないわけです。そのモチベーションを上げていくためにも、どういったことが必要なのかということも、コミュニティのあり方という部分で、検討いただくとよいのかなと思いますので、そのへんも含めて先ほど御報告いただいたような論点を、一つ一つ詰めていくということがよいのかなというように思います。

私も部会のほうにもなるべく参加できればと思いますので、いずれにして もそのような議論を積み重ねていっていければよいのかなというように思い ます。

とりあえず以上です。

(J 委員)

今、先生のお話をお聞きしていて、モチベーションという言葉で、私自身 がもやもやと引っかかったところが一つあります。先ほどからずっとお聞き していることでもって、我々の論点というものを進めていこうと思っている のですけれども、それはあくまで道筋として、一つの論議、意見を交換して いくことがよいことだというように、先生が導かれているということは理解 しています。ただこの参加条例という言葉に象徴されるように、その参加と いうことの、もっと根本的な、参加することが大切だというその言葉自体を、 どのようにみんなが思っているのかどうかという論理というものがどこにあ るのかなということで。自分自身が整理していないものが、今出てきたとい うことに気付いたものです。そのことがないと、参加というものに対してこ ういうやり方、方法がありますということで、考えつくことが出てくるのか もわからないことかも。では参加の意思がない人たちに対して参加は大切な のだよということを、市民として義務感のようなものを持たせるとうことが、 何か違った条例で義務づけさせてしまうのか。あるいは所謂先生の言われる モチベーションというものがあれば、必ずそこに飛びついていくのですよと いうことになるのか。逆に言えば参加というものについて誰かが一つのリー ダーシップを取ったときに、それをもう少しきちんと論理的な説明、あるい は論理というものを持ってきちんと浸透させていくというか。そういったも のがないと、なかなか今やろうとしていること自体が、大変な努力を強いら れているのだけれども、逆につくり上げたものがそれだけ本当に実効性が出 てくるのかという心配な部分も出てきたものですから、そのへんについて、 何か一つの考え方というものはないのでしょうか。

(関谷先生)

参加が大事だと思っていない人が意外といるという現状は確かにあると思うのです。それは無関心という形で現象として見られるところだと思います。だからこそそのような人たちにために、参加の重要性を訴えていかなくてはならないということも、間違いないと思うのです。

折角よい制度、条例等をつくっても、参加してもらえる人たちがどれくらいいるのかどうかという、ある種の懸念ということも当然あるとは思うのですけれども、結局この両方の部会に共通する一つの論点というか前提だと思うのです。要するに参加の重要性を自覚していないとか、あるいは無関心であるということは本当にそう思っているのかという部分もありますし。逆に言うと情報を知らないから、何が問題なのかを知ることもなく、このままでいいだろうと思ってしまっている部分もあるかもしれません。

逆に情報というものが、非常に限定された部分にしか出ていないから、知ることもなければ、問題もあるということも理解することもなく。それが無関心という形で袋小路のようにどんどん潰れてしまっているというところもありますから。

結局このようないろいろな制度、条例をつくっていくということは、住民がいろいろなことを知る機会を増やしていくということが、念頭に置かれたものだと思うのです。それを大事だと思うのか、思わないのかは、住民個人の問題です。ですから参加が大事だから、あなたが考えなさいというようなことを義務づけるということは、本末転倒な話になるわけです。

あくまでも、環境として整えるということは、そのようないろいろな情報がいろいろな市民に伝わるような環境を整える。今はまだまだ十分に伝わっていないから、関心を持つことに至っていないという、一つの構造的な問題があるわけです。ですからそのようないろいろな情報が伝わり、いろいろなプロセスが開かれていく環境を整えていく。逆に言うと条例や制度というものは、そこまでなのです。ある意味で言えば。それ以上何かを義務付けるということではなくて、これはあくまでも参加というものは権利の問題ですから、それを重要と思うのか、重要と思わないかを、とやかく言うことではなくて、基本的に原理、原則上は個人の問題です。

あとはそういう問題を互いに共有していくことによって少し考えてみようというような形での、働きかけができるような環境があるかどうか。それが大事だと思いますので、当然のことながら、義務づけるということではなく、そのような参加が重要だと思えるような環境を、どれだけ二重、三重、四重につくっていけるかどうか。それが結局先ほどおっしゃられたようなことに

繋がっていくことと思います。

そのためにはモチベーションの問題も一つですし、情報をいろいろな形で知りうるということもそうですし、いろいろな人と出会えるかということも、参加が重要かどうかを、本人が考えるきっかけになるわけですから。とにかく本人が考えられるきっかけがいろいろな形で生み出される。これが一つとか二つしかなければ、そこに触れることもなかった人はずっと知らないままであって、ほかの人の考えや意見を知ることもないまま、ずっと生活していくことになる。

だけれども、何らかの接点というものが自治体の中に、いろいろな形で存在していれば、何かの文脈の中で、何かを知ることができるし、それをきっかけにして「自分も関らなくてはいけないのだな」、「こういうことをしていかなくてはいけないのだな」ということを考えられる。

それが大事だと思いますので、参加の重要性をどのように広めていけるのかどうかといいうことは、そういう形で考えていければよいのかなというように思います。

(J 委員)

わかりました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

先生の今のお話に、ほかに質問はございませんか。I さん、何か。どのようなことでも。

(I 委員)

私も感じていたのは、今 J さんがおっしゃったようなことで、これは後々議論するから別によいのかなと思っていたのですけれども、しくみを今はどちらかというと、コミュニティを通じてですとか、直接、行政や議会に対してというような、何らかの参加をする、参画をする、協働をするといったところを考えて。今は、しくみややり方のところをある程度考えているのですけれども、今後はそもそもコミュニティや自治会に参加をするような形。いくらここで制度を整えても、今までのような形で自治会に参加する世代や人数も変わらなければ、制度をつくっただけで変わらないようなことになるので、なるべく今まで関心がなかった人たちを取り込むということも、この後全体でやるということになると思うのですけれども、考えていくということが重要かなというように思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(関谷先生)

一つだけ補足を。

この参加の制度や条例を考えるといったときに、どうしてもいろいろなところに、いろいろなものがつくられて、実際に運用されているわけですけれども、一つのハードルになってしまっているところがあると思うのです。つまり参加をするというように、いろいろな方々が、いろいろな立場で考えると、今の生活の中から一歩ハードルを越えて、そこに参加していくというようにイメージしてしまう。そのハードルを越えることに対して、面倒くさいと思ってしまったら、そこで終わってしまうわけですし、越えることに面白さを感じられれば越えようと思うでしょうけれども。いずれにしてもそのようなハードルというものが何らかの形で、参加ということを考えるときに想定されがちなのです。

確かにハードルになる部分はあって、いろいろな制度をつくって、そこに参加していくということは、そのハードルを自分で越えて入り込んでいくということになるのですけれども、参加というものを本当に広げていくために大事なことは、そのハードルではなくて自分個人が、自分の生活の中ですっと入っていけるような。

私がよく申し上げることは、参加というものは何か新しいことをやるということも、もちろんあるのですけれども、日常生活が既に参加なのだということです。日常生活の中で参加に繋がるように考えられるような、あるいは既に参加しているという部分というものがあって、逆にそこから考えていくということも凄く大事な視点ですので、日常生活の中で普段我々が住民として振舞っているようなことや、やっているようなことの中から、「実はこれって参加なんだよ」というように、本人が自覚できるようなものも考えていく。あるいはそういうものを生かしていけるような形というものを模索していくということが、凄く大事なのです。

例えば若い人に地域への参加を求めたいといったら、例えば高校生であったら、まさに毎日学校に通ってという一つの生活サイクルを持っています。 そのサイクルのほかに、「何かあなたボランティアをしなさい」と言ってしまうと、なかなか難しいけれども、学校生活の中で参加を考えるといったことは、実はできたりするのです。それは、カリキュラムの中に何かを盛込むということもあるでしょうし。自然な形でボランティアに入れるようなしくみ というものを、その中に考えていくということもあるでしょうし。あるいはいろいろな地域の団体を学校にどんどん呼んで、いろいろな人と高校生たちが出会う場を作っていくと、たまたま授業の一環で聞いたことかもしれないけれども、そこで関心が膨らむといったこともあるでしょうし。それが要するに日常生活の中から参加を考えていくという、一つの見方なのです。

普通に入っていけるような、何かそのようなものを具体的に考えて。個別 具体的なものを、全部条例に盛込むということにはなりませんけれども、た だそのようなことも想定して条例づくりや制度づくりをする必要があるのか なということがありますので、その点、補足をしておきたいと思います。

(C 委員)

それとちょっと違うのかもしれませんけれど、日常生活の中で困っていることとか、いろいろ自分が思っていることが誰でも沢山あるのです。それを上手く吸い上げると言いますか、取り上げられるようなしくみをつくって、それが上手く解決されたとか、例えばそれを誰かが上手く仲介して、最終的に市を動かしてうまくいったとか。そういう小さな成功体験自体が市民参加ですよということを教えると言えばおかしいかもしれませんが、そういうことを認識してもらえれば。逆に言うと審議会に参加するとか。

(関谷先生)

それは問題が自分の中に、あるいは自分の生活の中に問題があるのだということがわかっている人は、「そういうツールがありますよ」ということになりますけれども、「俺は生活に何も困っていないよ」ということであれば、なかなかそのツールは使えなくなるのです。ですから当然いろいろな置かれた状況にあるわけですから、それは本当に楽しさというところから入っていってもよいでしょうし。

僕も学生たちと接して、「僕の生活は何の問題もありません」という学生はいないですけれども。ですから大事なことは、いろいろな文脈で入っていけるのならば、それは楽しさを求めてといった形で入っていってもよいでしょうし、いろいろな入り口を想定しておくことが大事かなと思います。

(D 委員)

でも、「困っていないか」と問い詰めるより、折角若い人たちが入っているのだから、そういう会話の中から意識を呼び起こしてというような。そういうことが私たち世代の代表だと思うので、頭で考えるのではなくて、もっと彼らの気持ちをくみ出していくということが、必要な会だと思うのです。

(C 委員)

そういう意味で言うと、先ほど先生がおっしゃったように、いろいろな場面でいろいろな人と交流することが、そういうことを引き出すポイントになると思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

今日のところは、この議題(1)に関しては以上で終わりにしたいと思います。

まだ8時10分ということで、この後「全体に関わる論点」ということですけれども、まだ個別の部会の議論というものが、時間のない中で詰まっていませんので、今の「議題の全体に関わる論点について」何か問題提起、あるいはしたいということはございますか。

(C 委員)

問題提起として、参考に私案を出してありますのでお読みください。

(E委員)

うちの部会からも提示しているように、基本事項については全体会議でやるべきだろうというものを、いくつか気がつくままに挙げてありますが、それが本当にそうなのかどうかは別にして、それを1回整理する必要がある。この部分は全体会議でやりましょうというようなことを、整理したほうが私はよいのではないかと。越権してもいけませんし、不足になってもいけませんしという過不足があるといけませんので、そうならないようにするために、この部分は全体会議でやりましょう、両部会は手をつけないというような、あるいはディスカッションをして住み分け、役割分担をしたほうがよいのかなと。

(委員長)

わかりました。その部分をここでやってくれということではなく。

(E 委員)

はい、またいつか近いうちに、それは必ずやったほうがよい。

(委員長)

それで C さんのほうから、これの三枚目の「市民参加条例の構成(私案 2) というものを読んでいただいて、今後これをテーマに話をしていくということでよろしいですか。

(C 委員)

参考としてお出ししますけれども。

(D 委員)

これをテーマにという訳ではないと思います。それぞれの部会から、関谷 先生の要綱を盛り込みながら、こういうものを参考にさせて頂く。

(C委員)

これを出した意味合いは、全体で1回、押さえておいたほうがよいでしょうということで出したので、Eさんが立派なものを出されたので。

(E 委員)

いえ、私もそういう意味ですから。全体はやはりきちんと押さえておいて、 それを役割分担しないと、漏れやダブりが出てくるのではないかという意味 ですから。うちが出したものが必ずしもベストだと思っていませんので。

(D 委員)

多分、それぞれの部会長に出していただいて、その事項自体もこれがもっと必要だという話し合いができていない状態なので。それを今いろいろと部会長がそれぞれに沢山の資料を出していただいて、それを基に部会で話し合うことによって、それからスタートするのかな。

(C 委員)

一番心配していることは、全体の構成の中で、何かが抜けてしまうといけないという思いがあるものですから。

(E 委員)

私もそうです、ですからそういう意味で、全体を 1 回押さえてということが一つ。その中を全体会議でやることと、両部会でやることというように、きちんと区分けをするということを明確にしたほうが、今、C さんが言ったように、漏れや反対にダブりといった過不足を無くすためにも両方あったほうがよいです。

(J 委員)

ちょっといいですか。今の起案というか御意見というのは、全体構成を押さえるということが前提だというお話をそのままお聞きすると、例えば、今、Cさんに用意していただいた、この(私案 2)という構成がありますよね。この構成そのものについて、例えば今日のこの時間でなくてもよいのですけれども、別の時間でも、これについての意見交換というか論議をすることに、繋がるわけですか。というのは、これは一つの私案の中で出していただいた、大変貴重な案だと思うのですけれども、例えばこれにまつわるものとして、既に他市にいろいろな条例があって、その構成との比較といったこともしていかなくてはならない。その中で流山市としては参加条例をつくるにあたって、この構成でいきましょうということを、ここで論議するための叩き台というような理解でよろしいですか。

(C 委員)

基本的には、Eさんとあまり変わってないです。

(E 委員)

変わっていないです。両方を見比べていただけるのではないですか。

(J 委員)

いえ、変わっている、変わっていないではなくて、そういうような論議をするために、用意していただいたということで、よろしいですかということです。

(C 委員)

私は全体を1回押さえたほうがよいのかなと思います。

(D 委員)

私としては、皆さんが全体を押さえなくてはならないといことは、果たしてこれが全体でパーフェクトかどうかという問題もあるのですから。それはそれぞれ全体を少しずつ議論しながらイメージしていったところで、そこでまたこの部会で全部を流していくといった形で。いきなりこういうもので、全体をこれで足りる、足りないということは、少し無理があると思うのです。皆さん、まだ議論もしていないところで。議論をしていると新たな項目も生まれるでしょうし、「ここはいいよね」というようになるので、基本的なもの

はそれでよいのですけれども、私はこれだけにとらわれることはないと思います。

(E委員)

C さんもこれだけと言っているわけではないのです。

(D 委員)

J さんがこれを全体で議論するという話をしたから、ちょっと無理があるのかなと。

(C 委員)

とりあえず参考にしてくださいということです。

(E 委員)

ただ、僕に言わせれば C さんが出したこれも参考にしていただきたいし、それから私もつくっているけれども、C さんがつくってくれた、こういう各条例がありますよね。これをやはり私もそうですけれども、皆さんで勉強していく必要があると思うのです。ある程度、この市民参加条例のフレームワークや、骨子、そういう同じようなものを、ある程度持ってこないと。これでよいかどうかと言われたって、何が抜けているのか、何がダブっているのかということもわからないし議論にならないのです。ですから D さんが言っておられることは正論なのですけれども、それには基礎知識を持っていないと、私は議論にならないと思います。そういう意味で参考資料と思っていただけたら。部会からでたものも参考資料、その前に御自分で勉強することも参考資料と。その三つが合わさって、例えばまず 1 番が「目的はこれでいいですか?」2 番は「用語の定義も入れますか?」というような議論になってくるわけでしょ。

(C 委員)

ですから、この中にはできるだけ網羅的に、1回、最初は見ておいて。それで削るところは削るということがありますから。いろいろ意見のある市民投票条例も入っていますし、選挙のことも入っていますし。今の時点で、私が考えられることは入れてありますので。抜けているところは、足していただいて。

(委員長)

これは量からすると、大変な量なのですけれども、この各市の条例法を見ると、E さんが書かれた流山らしさのところの行政事業の問題点及び地域の課題とニーズを発見する「しくみ」、「市民参加」の実現性と推進力を担保するためのしくみ、評価を行う「しくみ」、これは他にはないということは理解できてくると思うのです。そうしたら、流山らしさということではなくて、それを出そう、出そうということで、実は我々がやっていることは、流山らしさを出すという、まさにそのことをやっているのだという自信や確信にも繋がってくると思うのです。

ですから今回いただいた資料も本当に読み込んで、量があれですから、それをやっていただいた上で、できるだけ早くこの全体の流れの議論にしていきたいというように思います。

(関谷先生)

一つだけ。

条例をつくるときに大事なことは、全体が一貫しているかどうかということが問われるのです。つまり条例というものは、つぎはぎでいろいろなものを盛込んでも、条例としては機能しませんので。条例とは一つのストーリーの基につくられることがベースとして一番必要なことなのです。ですから、ただあれも盛込めばよい、これも盛込めばよいという話ではなくて、条例があることによって、どのようなストーリーが導かれるのかということを常に考えながら、条例というものをつくっていかないと、絵に描いた餅になりかねないということがあります。

条例づくりで一つ、大事な手法というものは、フローチャートということを、よく我々は言うのですけれども、フローチャートをある程度念頭の置きながら、議論をしていくのもありかなと思っています。簡単に言ってしまうと、いろいろな基本的な参加の重要性を含めた考え方というものが、いくつかの柱として、恐らく両部会から出てくるとは思うのですけれども、その理念的なものがあって、その理念の下に政治・行政のプロセスのようなものがあれば、そのプロセスにどのように生かされて、このプロセスがどのように整うかによって、どのようなことが実現されるのかということを考えなければ駄目なのです。ですからこの理念を実現させるために、まず政治・行政プロセスにどのように参加していくことが求められるのか。そのための手法が、当然考えられる。手法があって、その手法をつうじて、何が実現されるのかということが出てくるわけですから、この流れというものをきちんと考えておかないと、条例にならなくなってしまうのです。そこはちょっと押さえておいていただければというように思います。

同じように、コミュニティというものも、どのような環境が整うと、どのようなことができるのかということが、出てくると思うのです。さらに両方の関係というものが、どのようになってくるのかということも詰めて考えないと、条例として機能しなくなってしまうので、ここが充実すると、こちらにどのような意味が出てくるのか。逆にこの地域コミュニティが活性化すると、行政・政治プロセスへの参加にどのような意味が出てくるのかという。ここはある意味では、行ったり来たりであるし、相乗効果を考えていくということでもあるのです。

ですから、このようなある程度のフローチャートというか箱みたいなものを、とりあえず全体の骨格として全員で共有するようにして。これは箱でよいのです。それでこの部分に、何をどのように、個別具体的に盛り込んでいくのかということを、これからいろいろ細かく議論して。あるいは常にこういったことを想定しながら「こういうことが実現されるといいよね、だったらこういう手法も盛り込める」とか「こういうことが地域にできるといいよね、だったらコミュニティにこういう制度をつくろう」とか。条例というものは、ある意味では手法というか環境の部分であって、こちらはそこから生み出されるものであって。ここの関係もまた、とらえていくということも重要になってくるのです。ですからそのような縦、横でいろいろなものが繋がって、初めて条例というものになるのですから。

もう 1 回整理すると、この柱というもの。これは今までの議論の中で確認されてきた。そして政治・行政プロセスへの参加ということでは、このような項目があると、論点としては出ている段階です。そのようなものがいろいろな手法、制度といった形で考えられたら、それをつうじてどのようなことができるようになるのか。それはこちらのほうが、具体的にイメージがしやすいわけです。「このようなことができるといいよね」だとか、「こういうことが実現されるといいよね」とか。この中身は皆さんがいろいろなイメージを持ち得るところだと思うのです。ですからこれができるようになるためには、どういう制度があるべきなのか。ここは行ったり来たり考えるしかないです。

同じようにコミュニティ参加も同じような制度や手法として、どのようなものがあるのか。それによって何がコミュニティの中につくられるのか。逆にこのようなものをつくり出すために、このような制度や手法が必要だということを考えていく。ここも行ったり来たりで考えていくしかないです。

さらに全体として見ると、この両方がどのように関係しているのかという話になって、一つの条例として機能していくといった話になるわけですから、このようなフローチャートを、ある程度緩やかな形で、ペーパー1枚くらいに

つくっておいて、それを常に念頭に置きながら、各部会で個別具体的なこと や具体的につくり出したいことを、個別具体的に考えていくような形でとら えていくとよいのかなというように思います。

これは私からの提案ですので。

(J 委員)

一番右端が結局は担保されるものであり、あるいは逆にある意味では、民間にチェックできるような形のものでないと、いくら条文をつくったって意味がないわけですよね。これは民間企業でやっている、我々の諮問もそうですが、基本方針を作れば必ずそこで、これは何によって担保されているのか、やっているのかやっていないのかということを、可視化できるものでもってチェックしていかなくてはならないわけですから。そうしなければ、会社そのものが駄目になってしまいますから。

(関谷先生)

横を行ったり来たりというものを、おっしゃるとおり可視化しながら考えていくと、手段のための手段にならずに、「こういうことを実現させたいから、こういう手段が必要なのだ」というようにして、議論を深めていけることになりますので。

(E委員)

それは理念のところに繋がっていく。

(関谷先生)

そうです。

(E 委員)

会社でも同じですよね。

(G 委員)

最初にこちらから入っていってしまっているから、わからなかったのですけれども、今、向こう側から考えて順番にいくと、私たちにはわかりやすかったです。どのような形でつくられていくのかということが皆さんに見えると、みんなが参加しやすくなるということは、そういうところが見えるか見えないかだなということを、今凄く感じました。こちら側だけで見ていて条文だけを見ていたら、多分わかりづらいと思うのです。ですから何が必要で

どうすればよいのかということを、しっかりと議論されて、できてきたものというものは、みんなにわかりやすいものになっていくのかなというように、凄く感じました。「ああ、そうなのか」という感じです。

(関谷先生)

まさにこの右端の部分ですよね。そこが「こういうようになったらいいな」という、いろいろな形で出ています。

(G 委員)

こういうところに参加していない市民の人たちも、「こうあったらいいな」 という思いは凄くあると思います。

(関谷先生)

これはどこかで考えておいたほうがよいと思います。右のほうから考えていくということでもよいですし、手法そのものを特化して考えていくといったことでもいいですし。これはどこから切り込んでいってもよい。だからフローチャートなのですけれども。そういうように考えていけばよいのかなと思います。

(委員長)

次回、全体のときにこの件について話をしていきましょうか。

(C 委員)

先生、変な質問をして申し訳ないのですけれども。ある先生から聞いた話なのですけれども、条文やこういう事例を参考にする場合に、西日本はあまり当てにならないというように言われたのです。どうですか。

(関谷先生)

いや、それは、私はあまり感じませんけれども。

(D 委員)

何で西日本が駄目なの。

(C 委員)

西のほうはあまり参考になりませんと聞いたのです。

(副委員長)

思考プロセスが違うとかなんでしょうかね。

(C 委員)

どうなのかな。深く確認してはいませんけれども。その先生には。

(関谷先生)

何をもって、その先生はおっしゃったのかわかりませんけれども、とりあえずやってしまおうという形で、やる雰囲気であるとか文化というものは、どちらかというと、西のほうに強いことは傾向としてあるのです。ですから、条例で細かいことをやるより、とりあえず暫定的でもつくってやっていけば、いろいろな動きができるからとりあえず、という、どちらかというと関西文化に強い傾向が。

(C委員)

条例としては、東日本も二つ紹介されたのですけれども。今、参考にしようと思ったら、西なものですから。

(D 委員)

そうしますと、先生、こういうように整理して、例えば目的や用語といったところから入るのではなく、手法みたいなものをかなり特化して、先ほどの応答でどういう手法があるかというようなところから入ったほうが。それで最後にこういうように、例えば市民の役割とかというような形で、整理していくといったやり方でやったほうが、よりイメージと実際に結びつきやすいのかなと。最後にこういうように整理していくというほうが、私はよいのかなと。そこで拾ったものが、例えば市民の正義であったり、主体であったり、参加の形態であったりいろいろあるけれども、それをどんどん出していって、どういう形が参加しやすいか。例えば若者にどのように吹き込むのかといったときに、若者が参加していないというのが決定的なのですから、ならばどのようにしていったらいいのかを自由に考えていって最後に整理したほうが、やり方としていいのかなと思ったのですが。

(関谷先生)

とりあえずこういったものだけでも用意しておけば、具体的な事例を通じながら議論できますし、それをここに入れ込められるようにしていけば、交通整理はやりやすいと思うのです。それを重ねていく中で「このようなプロ

セスをつくろう」といって、制度自体を詰めていくというようにすると、多 分議論がしやすいと思うのです。

(E委員)

交通整理の一つの手法ですよね。チェックのような形で。これは空欄だと、 これは何か抜けているのではないかという。

(関谷先生)

そうです。先ほど C さんがおっしゃったように、漏れが心配だと。こういうものを用意しておけば、チェックをしながら議論できると思うのです。

(E委員)

今いただいているいろいろな資料を、先生が書いた四角の空欄をつくって 入れていくと、自然とかなり埋まると思います。

(C 委員)

もう一つ。いろいろな進め方があると思うのですけれども、「こうしたい、 ああしたい」という思いを、まず理念や基本原則でまとめるということも、 一つのやり方であるのかなという気がするのです。それは早すぎますか。

(関谷先生)

それは、多分ありだとは思うのです。

(C 委員)

一番右の本当に実現したいということが、恐らく理念や基本原則に入って くるのではないかと思うのですけれども。

(関谷先生)

ですからこの理念の部分を言葉に拘りながら議論し始めると、エンドレスで続くわけです。具体的な文脈で右側の部分をいろいろ出し合っていくということはよいと思うのです。それを最終的に集約していく中で、やや抽象的に掲げるというものが理念の部分だと思いますので、抽象的な理念が先にいくということは、あまりお勧めは。

(C 委員)

もちろん現実に準拠しないと、理念なんていくらでもつくれますから。

(関谷先生)

ですから、議論のプロセスの中で「こういう理念が大事だよね」というものを、暫定的に入れ込んでいくということがよいと思います。そこでこの理念というように固めてしまうというわけではなくて。

(D委員)

済みません。あと、部会的な問題として現状把握というものが、まだ私たちは分析もしていないし。行政のほうから聞いていかないといけないという部分はどうしますか。全体でもまだ聞いていないですよね。C さんが分析はしてくださったけれども、正直言って例えばプランの段階から、「どのような参加があって、どのようなことを今やっています」という形で整理して。審議会の参加というものはぱぱっと出来たけれども、審議会はプランの段階かもしれないけれども、そういうように行政に整理していただいて、そこで網羅して一遍、聞いたほうがよいのではないかと思うのです。整理は資料としてはいただいているのですけれども。

(C 委員)

あれも全部ではないですから。

(D 委員)

そうですよね。主なものだけでもよいと思うのだけれども。ある意味では、 P・D・C・Aごとに分けて、今どの段階で行政がどういう参加をやってい るのかということを、レクチャーしていただいたほうがよいかと思うのです けれども。

(関谷先生)

それもいろいろな場面がありうると思うのです。例えば、ちょっと大きめな計画がありますよね。その計画というものが、どのようにつくられているのかというレクチャーをしてもらって。あとは個別具体的な事業という部分では、どのように動いているのかという、サンプル的に見るのもよいと思うのですけれども、どのような感じで動いているのかというものを、今の、現状を知るという意味で聞いても。

(C 委員)

総合計画はいろいろな手法を使っていますから。

(D 委員)

でも実施計画は、全然市民は参加していないのですから。それでも上手く機能しているかどうか、判断しなくてはいけないし。部会ごとにやるよりも、全体でやったほうがよいのかなと思うのです。

(E 委員)

その中で一つ。先ほど先生が言われた、地域の課題やニーズを発見して、 行政プロセスにどう反映させるかがポイントだと思う。それも現状把握しな くてはいけないのですけれども、我々全部はわからないです。ですからこれ も兼子さんのほうで、まとめて資料にしていただくとありがたい。一部分は 知っているのだけれども、全体がちょっとわからないものだから、どの程度 そういうことがなされているのかというものを。

(C 委員)

でも大変な作業になりますよ。

(E委員)

いや、例えば地域の課題やニーズというものは、御自分たちで発見するものもあるし、市民からの提案もあるでしょうから。そのようなことで、特に市民から発案や発意があったもの、問題点の指摘があったものに関して、市はどのように自分たちの実施計画に、反映しているのかみたいなことの事例があれば、いくつか教えていただければ。

(J 委員)

最近の広報ながれやまを連続で見ているのですけれども、非常に市のほうはわかりやすくやるべきことというものを、出してくれています。ただあれははっきり言って、ぺらぺらの紙面に出されているだけですから。読む側が、その中身がどこまで深みがあるかもわからないし、それがどういうような具体的な計画が、どういうようなプロセスで構築しているのか。どれくらいのチェック項目を持って、自分たちが「こうやって、やっていきますよ」という心構えみたいなものがあるのかというのは、あの広報ながれやま情報紙だけではわからない。それなら、例えばこの説明会の我々に対して、10項目でしたか、いくつかある項目を教えてもらえるとありがたい。我々のほうもそれに対してどういうような視点を持てばよいのかであるとか、どのようなことを実際に入っていったほうがよいのか、参加したらよいのかということを、

考えつくことができるのかなというように思いますけれども。

(E委員)

市の発案のことについての審議会。審議会だって、今40もあるわけです。 それで市民参加を分けていますということもわかるのだけれども。結構いろいるなパブコメもやっているし、タウンミーティングもやっているし、我々が意見を言う機会を設けていただいているから、あるのはわかっているのですけれども、市民が発案するものを、どこが受け止めてどこで消えてしまって、どこで返事しているのか、あるいは実現しているのかという現状がちょっとわからないので、そのへんがわかるように資料化していただくと、我々は凄くありがたいのですけれども。

(関谷先生)

今のことは、行政機構というものは、意思決定プロセスというものが存在しているのです。全体として。ですからどういうような形で立案がなされて、 庁内会議でどのような手順を踏んで、どのように合意形成をしていくのかというプロセスも、全部制度として既にあって、その下に今、行政機構というものが動いているわけですから。

まず全体のしくみを簡単なものでもよいと思うのですけれども、事務局のほうで図式化していただくと、「今こういう形で行政のプロセスというものが進んでいるのです。」ということを我々が確認できる。そのプロセスの中で事業を進めるときに、「こういうところで審議会をつくってやっています。」であるとか「こういうところでパブコメをやっています。」ということも、全部、決定の中に図式ができると思うのです。とりあえず現状把握という形で確認すると、「ここに今度こういう参加が入る」だとか「このプロセスの流れがちょっと変わってきますよね」というように議論しやすくなると思いますので、その現状を表した何かがあるとよいのかなと思います。

(E 委員)

私たちはそれを知らないもの。霧の中で動いているみたいな。もちろん見 える部分はあるのですけれども。

(関谷先生)

それもいろいろありますけれども。議会サイドからの働きかけもあります。 町内会をつうじた陳情も。それがどういうふうに庁内の中に集約されて、それが繋がっていくのか。

(D 委員)

次回はそういうことを。

(委員長)

それは時間的にはどのくらい用意できますか。

(兼子コミュニティ課長)

いくつか詳細まではいきませんけれども、関谷先生が言った大きな流れの中で、例えば条例をつくりましょうといったときに、最初に誰が上程してどのような形でプロセスを踏んで、最終的に施行されますよというような状況。これは次回までには提出できると思います。

(委員長)

次回というのは5月15日? コミュニティ部会のほうでも、これは必要ですか。

(C委員)

いずれにしても、全体会議で議論することですから。

(委員長)

これは二つに分けて、短い時間の中でやろうとしていますので、それが必要だということであれば、全体で一緒にやったほうがよいし、必要でないということであれば。

(C委員)

逆に先ほどのコミュニティから行政へ接触する部分もありますから。

(D 委員)

共有認識を持っておいたほうが。

(委員長)

それはD さんのあれではなくて、判断をまず。 ではそれは5月15日までに間に合わせていただいてそこでやると。

(E委員)

兼子さん、ちょっとリクエストなのですけれども、今先生が言われたことと同じことなのですけれども、私たちが知りたいことは、例えば市民の意思ということになると、陳情や請願などですよね、そういうようなものは最後にどのようになっていくか。それから議会の先生方からの議員立法みたいなものはあるのですか。

(兼子コミュニティ課長)

あります。

(E 委員)

ありますよね。そういうものはどのような形で、どのようになるのがよいのか。もちろん市のほうで行政のほうが主体で考えられた総合計画、基本計画、実施計画がありますよね。そういうものが、どのようなプロセスで決まって、それがどのように実施されていくのか。個々の細かいところはいらないです。そのへんの全体像や大きな流れを示してもらうと凄くよいです。助かります。

(C委員)

個々のケースをどこからどこのレベルまで?

(E 委員)

個々のケースは大変です。沢山あるのですから。

(J 委員)

今の議員立法でつくられている条例がいくつかあると思うのですけれども、 それを知りたいです。直近5年だとか。

(倉田市民生活部長)

それほど数的にはないです。

(J 委員)

わかっています。ですから今、知りたいのです。あまりに議員立法の例が 少なすぎるから。

(D 委員)

最近何か一つあったのでは?

(C 委員)

議会基本条例だとか、安全安心か何かの…。

(J 委員)

それでよいのです。その条例の名前と数。5年間なら5年間のタームでよいです。

(E 委員)

委員長、時間も迫ってきているので、もし全体会議ですることがなければ、 部会のほうでお時間をいただいて。 2, 3決めておきたいことがあるのです が、そのお時間を頂戴できますか。

(委員長)

では、今日の議題(1)、(2) についてはこれで終了して、今E さんから 御要望があった各部会での話に入りたいと思います。

終わる前に時間をいただいて、倉田部長が見えておりますので、最初にご紹介がありましたので、ご挨拶を。倉田部長、何か一言を。

(倉田市民生活部長)

済みません。今日は遅れまして申し訳ございません。私、吉田の後任として4月から市民生活部のほうを担当することとなりました。コミュニティというか、こちらについても、検討委員会のほうにも参加させていただいておりますので、今後も参加させていただいて皆さん方の御意見等をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

よろしくお願いします。では、部会が分かれる前に、事務局のほうから次 回のお知らせあります。

(事務局・高橋)

はい。今日、部会として、306のお部屋をお取していますので、どちらか移動していただければと思います。

今後の日程ですが、今日の次第に書いてございます。

部会の日程については、コミュニティ部会は5回目まで日程が決まっています。

次回は4月26日、月曜日ですが、行政・議会部会とコミュニティ部会が 同じ日になっております。

(委員長)

全体部会は5月15日。ありがとうございました。

それでは、全体部会はこれで終わりまして、二つに分かれて部会に入りたいと思います。

(閉会)